

天草家保通信平成24年特別号

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3
電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393
ホームページアドレス <http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219>
電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp

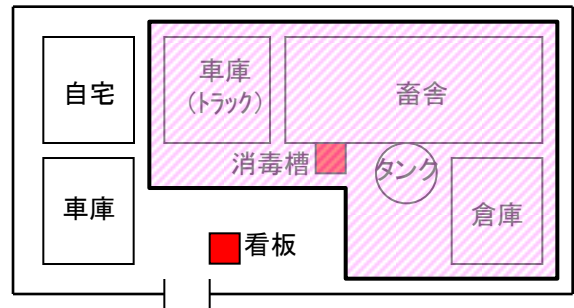


飼養衛生管理基準について

飼養衛生管理基準は畜産農家が最低限守るべき基準となります。飼養衛生管理の徹底により、下痢や呼吸器病などの疾病予防、増体や生産性の向上など経営面でも大きな効果が期待できます。皆さんの積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。

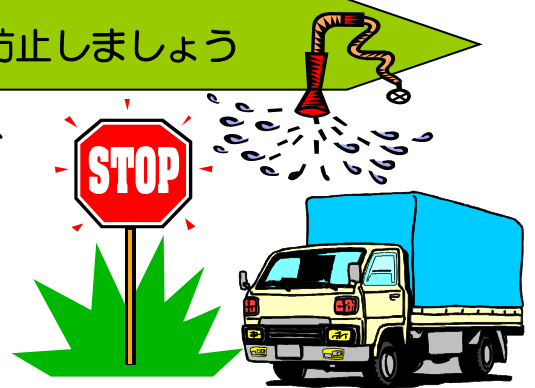
①衛生管理区域を設定しましょう

畜舎や飼料タンク、倉庫、堆肥舎など、病原体の侵入を防止するため衛生的な管理が必要とされる区域を設定し、ロープなどで区分してください。あわせて、看板などを設置し不要不急の立入を制限するようにしてください。（右図の斜線の区域になります）



②衛生管理区域への病原体の持込みを防止しましょう

衛生管理区域への出入りを必要最小限に制限し、必要のない者の立入を制限してください。衛生管理区域の入り口付近には消毒設備を設置し、車両や人の消毒を実施してください。また、他の農場で使用した可能性のある物品で家畜に直接接触れるもの（耳標パンチ、除角用器具など）は必ず、洗浄消毒を実施してください。



③衛生管理区域の衛生状態を保ちましょう

畜舎その他の衛生管理区域内の施設および器具の清掃消毒を定期的実施してください。畜房やハッチが空になった場合には、洗浄および消毒を実施してください。また、家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないようにしてください。



④家畜の健康観察を行いましょ

毎日、家畜の健康観察を行い、特定の症状が見られたときには直ちに家保に通報してください。この場合には農場からの家畜の出荷・移動ならびに衛生管理区域内の物品について外部への持ち出しができません。特定の症状以外の異常が見られた場合には速やかに獣医師の診療を受けてください。他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の衛生状況を確認し、導入後は他の家畜と直接接触させないようにしてください。家畜を出荷する場合にも、健康状態を観察しましょう。



【口蹄疫の特定症状の一例】 写真提供：宮崎県



牛：著しい流涎



牛：舌や歯ぐきの水疱・糜爛



豚：鼻鏡の水疱



豚：蹄の水疱

⑤記録を作成し、保存しましょ

以下の事項について記録を作成し、1年以上保存してください。

- ・衛生管理区域に立ち入った者の氏名および住所（所属）、立入日、目的
- ・海外へ渡航した場合には渡航先の国名と期間
- ・導入した家畜の種類、導入元、頭数、健康状態、導入日
- ・出荷や移動した家畜の種類、出荷・移動先、頭数、健康状態、出荷・移動日
- ・家畜の異常の有無。異常があった場合には、症状、頭数および月齢



「くまもと家畜防疫の日」の制定について

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の悪性家畜伝染病は、アジア諸国では現在も発生が見られ、国内及び県内への侵入リスクは依然として高い状況にあります。県では、家畜伝染病予防法の一部改正等を受けて、防疫マニュアルを改訂するなど、防疫体制の強化を図っていますが、このたび、**毎月20日を「くまもと家畜防疫の日」とし**、口蹄疫等の悪性家畜伝染病の防疫対策を一層徹底することになりました。

家畜飼養者の皆様は、日頃から防疫対策を徹底するとともに、「くまもと家畜防疫の日」には、**飼養衛生管理基準の自主的チェック**及び**農場消毒**を実施しましょう。

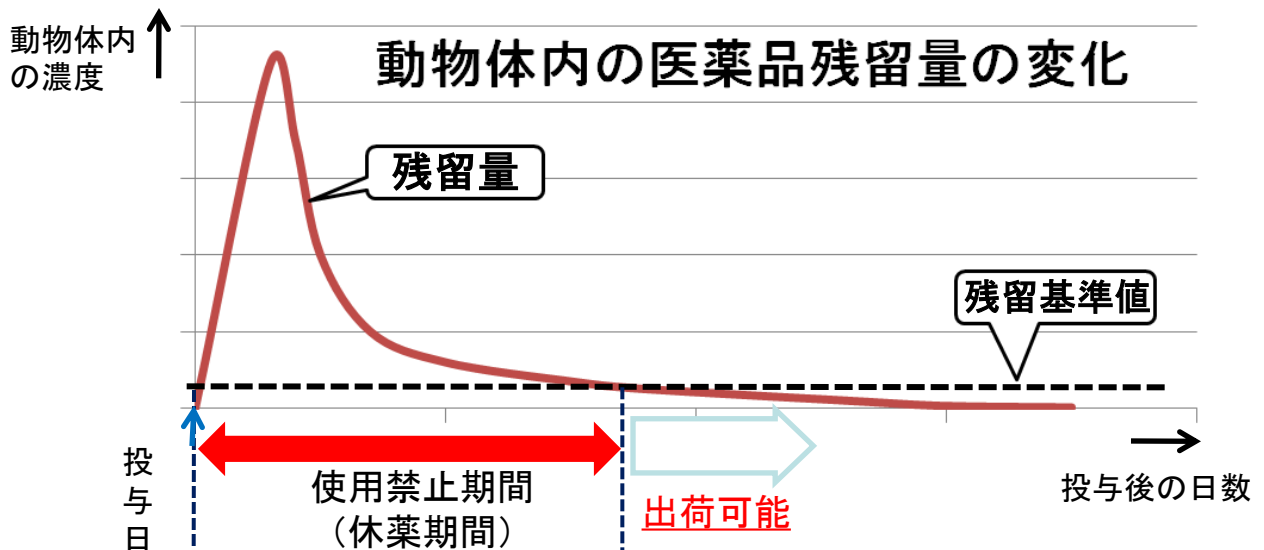
通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668

抗菌剤・駆虫薬は使用基準を守り、 正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。

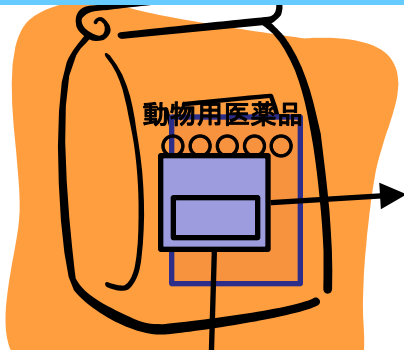


使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。

使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例（損害は農家負担）

- ・ 出荷前の豚に抗菌剤の入った飼料を誤って投与したため、豚肉に残留（2tを回収）。
- ・ 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短く出荷したため牛肉に残留（124kg回収）。
- ・ 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵に残留（自主回収も含め約101万個回収）。当該農家は廃業。
- ・ 腐蛆病予防薬を専用飼料ではなく、自家調整飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去できず、はちみつに残留（3t回収）。

使用基準の確認と使用の記録



<表示例>

動物用医薬品 ○○○○○(商品名)
 効能・効果
 豚: 豚回虫の駆除

用法・用量

飼料1t当たり0gを均一に混合し、0日間経口投与する。

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

使用基準は、囲み枠に記載
 (裏面に記載の場合もあり)

注意:本剤は薬事法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用**対象動物**(豚)について上記の用法及び用量並びに次の**使用禁止期間**を遵守してください。

豚 : 食用に供するためにと殺する前**0日間**

医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。

①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日 医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。

獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

※ 未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、薬事法で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	中国	11月19日	豚	O型
	台湾	11月23日	豚	O型
低病原性 鳥インフルエンザ	台湾	11月12日	家きん	H5N2亜型
高病原性 鳥インフルエンザ	ネパール	10月 6日	家きん	H5亜型
	バングラデシュ	10月23日	家きん	H5N1亜型

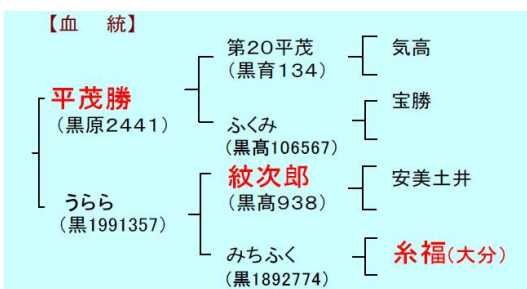
2012年12月1日現在

熊本県種雄牛

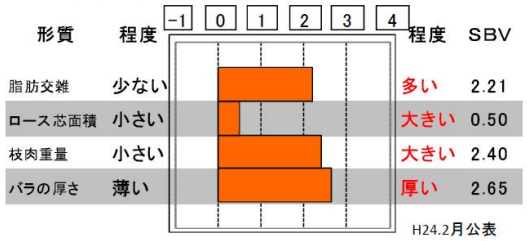
ひらしげゆき

平茂幸

- ◆生年月日:平成16年8月24日
- ◆登録番号:黒13942 (83.4)
- ◆産地:阿蘇市
- ◆生産者:永富久雄(繁殖者 五嶋幸也)
- ◆体重:872kg
- ◆体高:155.2cm

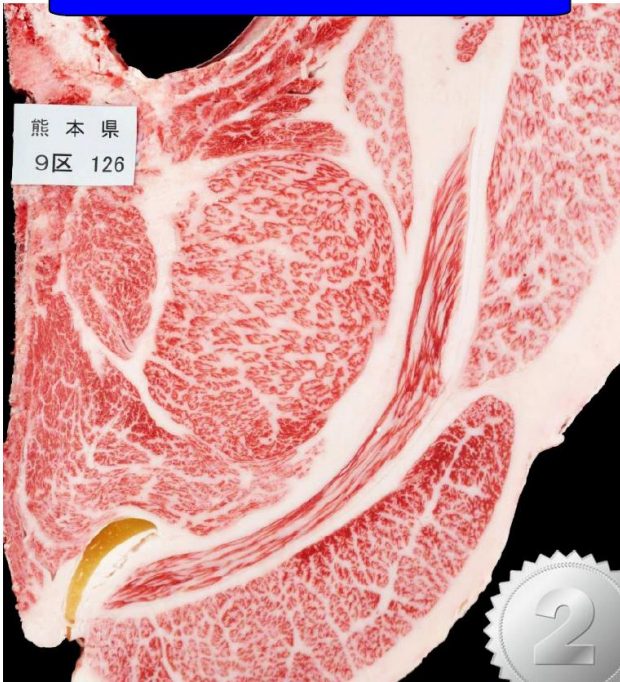


SBV(標準化育種価) ※右にグラフが長いほど遺伝能力が高い



第10回全国和牛能力共進会
第9区にて銀メダル獲得!
(優等賞2席)

第10回全国和牛能力共進会
種牛の部でも高い評価!



熊本県
9区 126



出品者:菊池市 齊藤誠一氏
血統:平茂幸-安福久-平茂勝
去勢 24ヵ月齢
枝重 466.1kg
ロース芯面積 80cm²
バラの厚さ 8.4cm
BMSNo. 12 格付け A5
歩留 78.0%



出品者:大津町 村山光弘氏
(繁殖者:大津町 古庄昭弘氏)
血統:平茂幸-美津照-平茂勝
第2区(若雌の1):優等賞8席



出品者:天草市 稲田 保氏
血統:平茂幸-福桜(宮崎)-安平
第3区(若雌の2):優等賞8席